

向日葵

ひまわり

第235号

平成26年10月号



今月の表紙：村山貯水池／写真：清瀬市 狩野徹さん 提供

主な内容

ちょっと知りたい税理士コラム	2—3
税務署だより	4—5
講演会・研修会のご案内	6
租税・科学教室の実施報告	7
市民・産業まつりで	
税と法人会を知ってもらおう	8
地域の名所	9
社労士column	10

会社紹介	11
東村山法人会セミナーのご案内	12
講習会・セミナーの実施報告	13
新入会員コーナー	14
人々	15
平成27年賀詞交歓会のご案内	16
ブロック等活動状況	17—18
法人会行事のご案内	19
recipe	20



相続税の財産評価から

前号で、相続税の税額の算出方法をご説明しました。

そして前号の最後で、次号は財産評価をご説明すると予告したのですが、財産評価はかなりボリュームがあるのと、その計算方法は複雑なものが多いので、この誌面上でご説明するのは難しいと判断しました。楽しみにされていた方がいらしたら、すみません。その代わり、今号では財産評価の中でも問題となりやすい名義預金と、適用の判断に迷う特定居住用宅地等の評価減にしばって、解説いたします。

今回も前回同様、亡くなられた方を「被相続人」・相続財産を受け取られる方を「相続人」と表記いたします。

▶ 名義預金

この預金は誰のもの？

預金の中には、家族名義の預金であっても、被相続人の財産だと認められるもの、又はその逆に被相続人の名義であっても他の家族のものだと認められる、いわゆる「名義預金」というものがあります。以下に例を挙げてみます。

<例1>

専業主婦のA子さんが、毎月ご主人から生活費として渡された20万円のうち5万円を、A子さん名義の通帳に貯金していました。

1年で60万円、10年だと600万円。さらにご主人が亡くなるまでにはきっと数千万になるはずです。A子さんは、老後一人になっても子供達に迷惑はかけまいと、一生懸命貯めてきたはずで。

でもこれ、立派な「名義預金」で、ご主人が亡くなった時には、ご主人の財産として課税財産の中に入りません。専業主婦で収入のないA子さんが貯めてきたお金は、ご主人から生活費として預かったものの一部であって、便宜上、A子さんの通帳に入れられていただけ、ということになります。

<例2>

もう一つ、父から子供への贈与の例をあげてみます。

自分が亡くなったときの相続税が心配なBさん。友人に相談したら、「毎年110万円までの贈与なら、贈与税の基礎控除額以下で贈与税はかからないから、それを使って、息子さんに預金をどんどん移しちゃえばいいんだよ。」と、アドバイスを受けました。でも、いくら息子とはいえ、自分が本当に年をとってお金が必要になった時に、あげたお金を返してくれとは言えないと、不安が残ります。そこでBさんは、息子さんに頼ん

で息子名義の預金通帳を作り、そこへ毎年100万ずつ入金することになりました。通帳・印鑑やキャッシュカードは、Bさんの手元に保管してあります。

これも、「名義預金」に該当します。

「贈与」というのは、贈与する人が「あげます」そして受け取る人が「もらいます」という意思表示をして成り立ち、贈与された財産は、もらった人の自由にならなくてはなりません。

よってこのケースでは、そもそも毎年の贈与は行われなかった事になり、このまま相続になれば、Bさんの相続財産として相続税の課税対象となります。

▶ 特定居住用宅地等の評価減

宅地の評価

次に、被相続人が所有する土地のうち、最後に住んでいた宅地の評価の減額について解説します。

まず、宅地の評価方法は、大きく分けて路線価方式と倍率方式があります。それぞれのおおよその評価額は、次の算式で計算した金額を基とします。

1 路線価方式

その土地が接する道路（路線）に付された路線価を使用して評価する方法

$$\text{路線価} \times \text{その土地の面積}$$

2 倍率方式

路線価の定められていない地域における評価方法

$$\text{固定資産税評価額} \times \text{地域ごとに定められた一定の倍率}$$

※路線価・倍率ともに、国税庁のホームページで閲覧することが出来ます。

特定居住用宅地等の評価の特例

相続財産となる宅地のうち、被相続人が亡くなる直前に、被相続人又は被相続人と同一生計の親族が住んでいた宅地等で、一定の要件を満たすものを「特定居住用宅地等」といい、その宅地の330m²まで（平成26年12月31日までは240m²）は、その評価を80%減額できる規定があります。

つまり要件を満たせば、20%の評価ですから、これは大きいですね。

老人ホームへ入所した場合

では、自己所有の自宅に住んでいた方が、老人ホーム

～名義預金と居住用宅地の評価減～

税理士 小林 順子

ム等に入所し、そこで亡くなられた場合には、この規定は受けられないのでしょうか？

この場合、

- 1 介護の必要性から入所した
- 2 入所後、空き家になった自宅を貸し付けたりしていない

という要件を両方とも満たしていれば、原則として、入所前に住んでいた自宅を、亡くなる直前まで住んでいたものとして取り扱います。

老後の生活を楽しもうと、元気なうちに優雅な老人ホームへ入所した場合は、ダメ・・・ということです。

適用要件

この規定が適用される一定の要件は、いくつかありますが、代表的なものは、以下の通りです。

- 1 配偶者が取得した場合
- 2 同居の親族が取得して、相続税の申告期限まで引き続きそこに居住し、かつ、所有している場合

二世帯住宅の場合は？

<例1>

定年退職をしたCさん、今まで住んでいた自宅を取り壊し、そこに退職金で二世帯住宅を建て、1階にCさん夫婦が住み、2階に息子夫婦を住まわせていました。お互いのプライバシーを尊重するため、1階から2階へ直接行けるような内階段は無く、2階へは外階段を使って出入りしていました。

この例で、Cさんが亡くなった時にこの土地を息子さんが相続した場合は、特定居住用宅地等として評価の減額の適用はあるのでしょうか？

この例では、息子さんは同居していたと認められ、上記要件の②に当てはまりますので、土地全体につき特定居住用宅地等に該当します。

<例2>

次にDさんの場合を見てみましょう。DさんもCさんと同じように自宅を取り壊し、退職金で二世帯住宅を建て、別生計で暮らしている息子夫婦を呼び寄せることにしました。ただDさんの場合は、その息子さんから「自分たちの住む2階部分のお金は、自分で出すよ」という申し出があり、建物の登記の1階部分をDさん、2階部分を息子さん名義に区分所有登記することになりました。

この例で、Dさんから息子さんに土地が相続された場合にはどうなると思いますか？

この例では、登記の関係から建物が区分所有されているということで、Dさんと息子夫婦は別居していたという扱いになります。こうなると、上記要件の②には該当せず、特定居住用宅地の評価減は使えません。

仮に、Dさんの配偶者がこの土地を取得すれば、要件①に該当するので適用できます。ただし、適用できるのは全体の土地のうち、被相続人のDさんが住んでいた1階部分に相当する面積に限られます。

▶ まとめ

前号と今号は、相続税について説明いたしました。特に、27年の1月1日からは、基礎控除等の改正など、皆さんの興味がおありのところだと思います。前号にも書きました通り、相続税は一つの判断ミスが、大きな間違いにつながります。解らないことは、是非、税の専門家にご相談ください。

▶ お詫びと訂正

前号の記述の中に、間違いがありました。

ここに、深くお詫びしますとともに、以下の通り、訂正いたします。

前号の2ページ右側の段の④の中の2つの算式

<誤> $5,000\text{万円} \times 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$
 $3,000\text{万円} \times 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

<正> $5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$
 $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

Profile | 小林 順子

東京税理士会東村山支部所属

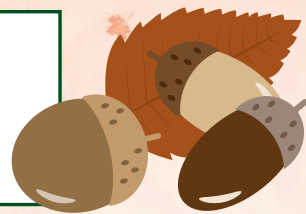
多摩武蔵納税貯蓄組合連合会理事

幼少の頃より田無で過ごし、現在は西東京市で同じく税理士の夫とともに事務所を構える。小学校への出前授業を中心に、租税教育の活動にも積極的に参加している。趣味はテニスとミュージカル鑑賞。

事務所 小林義宏税理士事務所
西東京市田無町7-20-11

e-mail k-kaikei@lapis.plala.or.jp

税 務 署 だ よ り



平成26年分 年末調整等説明会の開催のお知らせ

税務行政につきましては、日頃から格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、本年も年末調整の時期となりました。税務署及び市役所では、年末調整のしかた並びに法定調書・給与支払報告書の作成と提出などの事務手続を円滑に行っていただくため、下記の日程にて説明会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

記

開催日	開催時間	説明会会場	対象地域
11月11日(火)	【全会場共通】 ■用紙配布 13時00分～13時30分 ■説明会 13時30分～15時30分	ルネこだいら中ホール 小平市美園町1-8-5	小平市
11月12日(水)		東久留米市役所701会議室 東久留米市本町3-3-1	東久留米市
11月14日(金)		保谷こもれびホール1階メインホール 西東京市中町1-5-1	西東京市
11月18日(火)		生涯学習センター7階アミューホール 清瀬市元町1-2-11	清瀬市
11月20日(木)		東村山市中央公民館ホール 東村山市本町2-33-2	東村山市

ご 注 意

1. 会場の都合がありますので、なるべく対象地域の会場にご出席ください。
2. お車でのご来場はなるべくご遠慮ください。

お問い合わせ：東村山税務署 法人課税第2部門 TEL 042-394-6811

税務署へのお問い合わせは、音声案内にしたがって「2」番を選択してください。

源泉所得税の納付手続は

e-Taxを利用した**ダイレクト納付**が便利です

(電子証明書やインターネットバンキングの契約は不要)

ダイレクト納付とは・・・事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告をした後に、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は期日を指定して電子納税することができる方法です。

申告・納税は簡単・便利なe-Tax・eLTAXで！

e-Taxがスマートフォン等で使えるようになりました！

e-Taxソフト(SP版)が、6月16日(月)にリリースされました。
より便利になったe-Taxをぜひ、ご活用ください。

対象機能・手続

- ①e-Taxホームページ(スマートフォン等専用)の閲覧
- ②利用者情報の登録・確認・変更
- ③納税(納付情報登録依頼、ダイレクト納付、インターネットバンキングへのリンク)
- ④メッセージボックスの確認
- ⑤還付金処理状況の確認

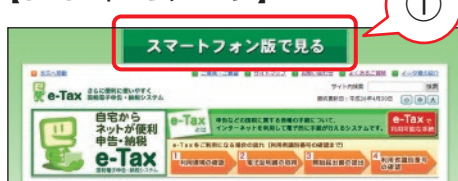
スマホから
手軽にスマート
e-Tax



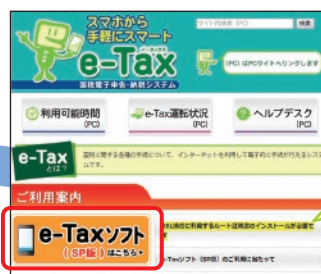
SPとは、「Smart Phone」の略称です。

利用手順

【e-Taxホームページ】

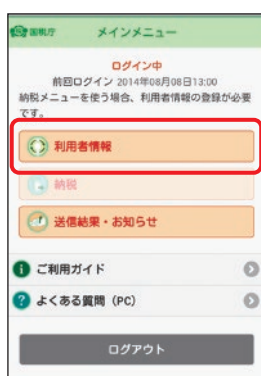


【e-Taxホームページ(スマートフォン等専用)】



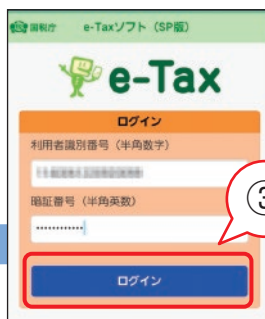
SP版の利用に
当たっては、
SSL通信に必
要な証明書
のインストール
が必要です。

【メインメニュー】



納税メニュー
を使う場合
は、利用者情
報の登録が必
要です。

【ログイン】



利用可能時間
はe-Taxの利
用可能時間と
同様です。

推奨環境

端 末	O S	バージョン	ブラウザ
Android	Android	Android4 以降	Android Browser
iPhone	iOS	iOS6 以降	iOS Safari

※標準ブラウザ(スマートフォン等に初期搭載されているブラウザ)以外では、正常に動作しない場合があります。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検 索

税に関する情報は、国税庁ホームページへ www.nta.go.jp

平成27年 新春講演会のご案内

欧州、中東、東アジアの

地政学と日本の外交戦略

参加費
無 料

どなたでも無料
申込不要



講 師

立命館大学客員教授
外交政策研究所代表

宮家 邦彦 氏

日 時

平成27年1月8日(木)
午後3時30分開催

会 場

立川グランドホテル
(立川市曙町2-14-16)

東村山法人会青年部会主催／東村山市後援

夢を持てばいつか叶うよ! 『夢と元気』

新聞記者から転身し、苦勞してプロ野球審判員になった山崎氏から、プロ野球界の興味深い話を聞くことができます。

講 師

NPB審判技術委員 山崎 夏生 氏

日 時

平成26年10月30日(木) 午後6時開催

会 場

東村山市市民ステーションサンパルネ
コンベンションホール

参加費
無 料

どなたでも無料
申込不要

年末調整実務研修会

開 催 日

平成26年11月7日(金) 14時～16時

会 場

東村山法人会館

研修内容

- ①平成26年度給与所得の年末調整事務
- ②法定調書等の提出
- ③その他

DVDを視聴、税務署担当官による研修を行います。

申 込

参加ご希望の方はお電話ください。TEL : 042-394-7654

申込締切

10月31日(金)



参加費
無 料

どなたでも無料

租税・科学教室

今年は税金と昆虫を勉強



租税教室会場



西澤税制・社会貢献委員長の挨拶



藤原副部会長

9月20日(土)、第3回目となる(公社)東村山法人会主催の租税・科学教室が、西東京市芝久保にある多摩六都科学館において開催されました。

東村山法人会では、平成24年度より、税制・社会貢献委員会(西澤委員長)と青年部会(中村部会長)が協同して、小学生を対象とした租税・科学教室を開催しています。

今年度も、受付等を税制・社会貢献委員会が、租税教室を青年部会が分担して行いました。

教室は、午前と午後の2部に分け、それぞれ小学生とその同伴者を含む約100名を招待しました。

招待者は、最初の1時間、租税教室で税金について勉強をした後、科学館のイベントである大型映像(科学映画)とプラネタリウムを観賞し自然科学について勉強するという企画です。

当日は秋らしい過ごしやすき陽気の中、午前・午後ともにたくさんさんの小学生と父兄の方々に来て頂きました。

午前・午後の部ともに、西澤税制・社会貢献委員長による挨拶に始まり、引き続き西東京青年部会の藤原副部会長の司会進行のもと租税教室が行われました。先生役は、午前は西東京青年部の塩月幹事と石井幹事が、午後は東久留米青年部の篠宮幹事と大山幹事が務めました。

租税教室ではまず、税金の無い国を題材にしたアニメを鑑賞後、今見たアニメを題材等にしたクイズにみんなで答えながら身の回りの税について父兄を含む参加者全員で勉強しました。

その後、多摩六都科学館自慢の大型



駐車場



受付

映像とプラネタリウムを鑑賞し今度は科学について勉強しました。今回の大型映像は昆虫を題材にした大変面白いプログラムでした。

税制・社会貢献委員会の委員そして青年部会の部会員の皆様には一日、駐車場勤務、慣れない受付、沢山の子供の相手にした先生役など本当にお疲れ様でした。

市民・産業まつりで 税と法人会を知ってもらおう

東村山法人会の社会貢献事業として、今年も東村山・小平・西東京・東久留米・清瀬の各市で開催される市民まつり、産業まつりに法人会ブースを出展します。一般市民の皆様に税について少しでも知ってもらうように働きかけるとともに法人会のPRを行います。税金クイズに答えて頂いた方に鉢花等をプレゼントしますので是非お寄り下さい。



産業まつり開催スケジュール		
10月19日(日)	清 瀬 市	けやき通り
11月8日(土) 9日(日)	東 村 山 市	いきいきプラザ南側広場
	小 平 市	小平市福祉会館前市民広場 ※小平市でのブースの出展は8日(土)のみ
	西 東 京 市	西東京いこいの森公園
	東久留米市	東久留米駅前

寄付をしたときの税金

寄附金の区分		国・地方公共団体に対する寄附金	指定寄附金	特定公益増進法人に対する寄附金で法人の主たる目的である業務に関連するもの	認定特定非営利活動法人等に対する寄附金で特定非営利活動に係る事業に関連するもの
寄附をした者の取扱い			公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの <例> オリンピックの開催 赤い羽根の募金	【特定公益増進法人】 ○独立行政法人 ○一定の地方独立行政法人 ○日本赤十字社など ○公益社団・財団法人 ○社会福祉法人	
所得 税	所得 控除	控除限度額：寄附金※－2千円			
	税額 控除	なし		控除限度額：（寄附金※－2千円）×40% ※総所得の40%を限度 （所得税額の25%を限度）	
法人税		全額損金算入		以下を限度として損金算入 （資本金等の額の0.375%＋所得金額の6.25%）×1/2 （注1）	
相続税		国、公益社団・財団法人、認定特定非営利活動法人等に寄附した相続財産は、原則として非課税			

(注1) 特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人等に対して法人が支出した寄附金のうち損金算入されなかった部分については、一般寄附金とあわせて(資本金等の額の0.25%+所得金額の2.5%)×1/4を限度として損金算入される。

曹洞宗神護山

浄牧院



地域の名所

記 広報委員 野島貞夫



曹洞宗神護山・浄牧院（東久留米市大門町1-3-4）は1444年（文安元年）3月3日に滝山城主であった大石駿河守安祝によって創建。開創560年にあたり、数年前に、本堂・位牌堂・書院などが完成。東久留米七福神霊場のひとつ大黒天が、安置。

数年前より、七福神巡りの参拝が、正月の行事として定着。年間約七千人が参拝。七福神巡りの起案者は、浄牧院の故藤井猷孝住職。現在、東久留米市の観光資源として、認知。故住職の考えは、観光の核になる、（国宝級の建造物）をつくりたいと精魂を傾け。十一面観音、仏足跡、観音堂（座禅堂）、衆寮、仁王門（雷神・風神、仁王像）、大黒天尊七福神、客殿、本堂、総門、十二支地像尊石像、五百羅漢石像、十三佛石像等。事業、大空会館（葬儀会館）。保育園経営に貢献。★みどころ、市の天然記念物カヤの木。市の史跡、江戸時代の旗本、神谷家と鈴木家の墓所。

今後、後継者が、住職の意思を引き継ぎ、境内の建造物を地域の活性化に貢献されると思います。

地域のイベント情報

清瀬市

きよせひまわり市

旬の新鮮野菜や花、植木、にんじんを使用したお菓子やジャムなどの販売を行います。

日にち

11月29日(土)・11月30日(日)

場所

清瀬市コミュニティプラザひまわり（清瀬市下清戸一丁目212-4）
※直接会場へ。駐車場には限りがあります。

問合せ

きよせひまわり市実行委員会事務局(清瀬商工会内) 【電話】042-491-6648
または、清瀬市産業振興課 【電話】042-492-5111



女性役員・管理職の増加について

- ① 現在、安倍政権は、経済再生に向け、①「大胆な金融政策」、②「機動的な財政政策」、③「成長戦略」の「3本の矢」を展開しています。
- ② その3本目の矢「成長戦略」の中に、女性が輝く日本をつくるために、「待機児童の解消」「職場復帰・再就職の支援」「女性役員・管理職の増加」が掲げられています。
- ③ 政府は、2014年6月に発表した成長戦略に「女性の活躍推進」を盛り込み、2020年までに(1)女性の就業率(25歳～44歳)を73%(2012年は68%)、(2)企業などで指導的地位に占める女性の割合30%程度を目標にするということです。
- ④ 女性の活躍を促進するため、待機児童解消に向けて受け皿整備を加速させ、2017年度までに合計40万人分の保育の受け皿を新たに確保する計画です。また、女性が職場で活躍できるよう、仕事と子育ての両立支援に取り組む企業を助成金や税制面で支援し、大手企業に対しては、役員・管理職への女性の登用状況などの情報開示を働きかけるそうです。
- ⑤ 一方、働く女性の方々からは次のような声が聞こえるのも事実です。
 - イ 新卒総合職なのに、同僚男性に比べ事務や補助業務が多く、経験不足が心配。
 - ロ いまだに、「女性に仕事は任せられない」、「女性は職場の花でいい」などのセクハラまがいの言動をする男性上司が存在する。
 - ハ 先行してバリバリ働く尊敬すべき女性(ロールモデル)がおらず、自分自身が第一号になるのが不安。
- ⑥ 上記は一部のご意見かもしれませんが、いかにもうなづける内容です。それぞれ、
 - イ 性差による仕事の与え方が極端に異なることは、男女雇用機会均等法第6条(性別差別)違反のおそれがあること。
 - ロ イと同様かつ同法第21条(性的言動への雇用管理上の配慮)に抵触し、さらには環境型セクシャルハラスメントとみなされるリスクが極めて大きいこと。
 - ハ 本人の能力、スキル、知識等と志向を繰り返し丹念にヒアリングと精査を行って、本人の不安を低減させるようバックアップすること。
 等を深く認識し、会社として即応しなければなりません。
- ⑦ 労働力人口の減少が続く中、正規・非正規従業員や外国人従業員の雇用問題と並び女性役員・管理職の増加問題は、企業の喫緊の最重要課題と言えるでしょう。

筆者紹介 石津 雄美 (いしづ たかよし)

H.26.8.1現在

石津社労士事務所 所長[特定社会保険労務士、東京都社労士会武蔵野支部所属]
 オールフォーオール 代表[経営コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所行政協力相談員、
 板橋青色申告会会員、東京都商工会連合会エキスパートバンク担当専門家、
 シーツー(株)代理店、O3S(ワンストップソリューションサービスチーム=AFAAC主宰)]



略 歴

- 昭和53年：中央大学法学部法律学科卒業
損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
- 保有資格：ライフ・コンサルタント(生保協会)、
年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
- 平成18年：第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格-特定社労士資格取得

事務所

所 在 地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
 TEL/FAX 042-321-2586
 携 帯 TEL 090-1738-7991
 e - M A I L 07159596012@jcom.home.ne.jp
 携 帯 H P <http://www.just.st/7162591>

有限会社 いすずや

より多くの素敵な出会いの
お手伝いが出来れば



会社概要とこれから

はじめまして、西武新宿線保谷駅南口にいすずやが創立されたのが昭和48年、玩具店としての始まりでありました。当初祖母がその地に助産所を始めており、其の繋がりから母子用にと経営をしました。

のちに昭和61年には有限会社いすずやと社名変更し、コンビニエンス、おもちゃやを経営の柱とする本社ビルを建設いたしました。

その後時代と共に、テナント賃貸など本社も多種多様な業務に変革することになり、更には、ペット業界にも進出し、千葉県富里市に支店を設ける事となりました。さあこれからと、言う時にもっとも創立者の意思を重んじてきた代表取締役であった主人（故中野 衛）も今年の春、長い闘病生活の末54歳の若さで「申し訳ない、無念」後は頼

むぞ」と言い残し天国へと旅立ってしまった。

だからと言って、何時までも悲しんではおれず、ここまです、築き上げられた会社を守っていかねばならず、これから主人の意を尊重しながら志半ばで成し遂げられなかった夢が、私に託されたのです。時代に取り残されないよう経営手腕を試されているのです。

千葉県富里市に於いて店名ワンズワールド富里 犬猫の繁殖・販売、ペットホテル、トリミング等経営をし、代表としては、天才！志村どうぶつ園等TV出演もしており、大物タレントの方々からもご愛顧頂いております。更には、販売されたアフターの援助として犬猫動物病院も開設、多くのリピータに喜んでいただいております。

これからは、犬・猫達を使つたプロダクションからエキゾチック野生動物を交えた大手

動物商との業務提携により、更に多くの動物の取り扱いが可能となり、雑誌や、CM、映画、ドラマ等出演し、益々幅を広げた経営をしていきたいと思っております。

現在、本社いすずやビル3Fでも動物の販売をしております。3Fという場所柄分かりますとは思いますが、お気軽にご連絡ください。

*ご予約にて承ります。多数の子犬からお選びいただけます。詳しくは、HPをご覧ください。

当店では、すべて出産からお渡しするまで専属スタッフが大切に育てております。約1000坪の敷地にて、狭いゲージにずっと入れることなく、のびのびと元氣よく、暖かい太陽のもと遊びまわっている子たちばかりです。勿論お渡ししてからでも、アフターフォローも万全です。何でもご質問ください。

●皆様ぜひお越し下さい

有限会社いすずや

代表取締役 中野 光美

本 社 東京都西東京市東町3-14-27 いすずやビル3F

TEL 0424-38-8875

FAX 0424-38-8874

URL <http://www.wans-world.com/>

支 社 千葉県富里市立沢387-2

TEL 0476-94-1900

FAX 0476-94-1375

※犬舎で作業していることもありますので、申し訳ありませんがお電話は、長めに鳴らしていただくと助かります。
年中無休 営業時間9:00~17:00 各種カードの取り扱い可能です。

税と経営に関する図書を 自由に閲覧できます

法人会館3階研修室に税と経営に関する図書を
を常時設置しています。

誰でも自由にご覧いただけます。

研修会や委員会等で会館にお越しの際にどうぞ
ご自由にご覧ください。



ポケット付きベンチ看板を 田無駅に移設しました

西武新宿線花小金井駅に設置していたポケット付きベンチ
看板を田無駅に移設しました。法人会の活動をもっと地域の方
方に知ってもらうためにポケットには会報誌や行事のお知らせ
をご用意しています。皆様も駅ホームに行きましたらどうぞ利
用ください。



田無駅上りホーム

東村山法人会セミナーのご案内

参加費
無料!!

決算法人説明会	11月4日(火)	13時30分～16時
決算法人説明会	平成27年1月6日(火)	13時30分～16時
新設法人説明会	11月19日(水)	13時30分～16時
新設法人説明会	平成27年1月21日(水)	13時30分～16時
税務教室「消費税のあらまし」	11月12日(水)	15時～16時
税務教室「消費税申告書作成講座I原則課税」	平成27年1月14日(水)	14時～16時

※決算法人説明会と新設法人説明会はどちらの日程も同一内容です。ご都合のよい日にお越し下さい。

どなたでも参加できます！
参加ご希望の方は東村山法人会へお電話下さい。

☎ 042-394-7654

10月15日(水)は東村山法人会の 統一会員増強デーです!!

会員増強期間：10月15日(水)～11月14日(金)

e-Tax講習会と eLTAX講習会を同時開催

9月24日(水)、法人会館においてeLTAX(エルタックス)講習会とe-Tax(イータックス)講習会が続けて開催されました。eLTAXとは、地方税の窓口としてインターネットを通じて広く利用するためのシステムです。立川都税事務所事業税課板山法人事業税係長及び法人事業税係浜村氏と同係の小杉氏を講師としてお招きし、eLTAXの利用開始手続き、申告データ作成方法について学習しました。

引き続き、東村山税務署法人課税第1部門より石井法人審理担当上席と高橋法人審理担当官を講師としてお招きし、e-Taxによる法人税の電子申告の要領を当会館パソコン教室で実習により学びました。地方税と法人税の電子申告を一日で学ぶことができる講習です。次回は2月に開催する予定です。



ご挨拶する板山法人事業税係長



石井法人審理担当上席(右)と
高橋法人審理担当官(左)

中小企業会計啓発・普及セミナーを開催しました

9月26日(金) 10時より法人会館において東村山法人会と独立行政法人中小企業基盤整備機構共催による「平成26年度中小企業会計啓発・普及セミナー——企業の継続的成長を目指す会計——」が開催されました。講師には中小企業診断士の高木伸治氏をお迎えし、財務情報の経営活動への活用方法について理解を深める等自社の経営状況を把握するためのポイントを学習しました。次回は2月に開催する予定です。



高木伸治氏

法人会にご入会下さい

1 法人会は法人の学校であり良き相談相手を見つけることが出来る魅力ある経営者の団体です

- ①税務、経営等に関する様々な説明会、研修会及び無料労務相談会を開催しております。
決算法人説明会、新設法人説明会、税務教室、e-Tax・eLTAX講習会、パソコン教室など税務、経営に役立つ研修を開催しています。
- ②本部、ブロック、支部による会員相互の異業種交流を行なっています。

2 法人会は幅広い相互扶助事業を行なっています

- ①生命保険と損害保険を組み合わせた事故死亡の場合最高1億円の保障が得られる経営者大型保障制度に加入できます。
- ②特定退職金共済制度に加入でき大企業なみの退職金制度を確立できます。
- ③経営者、従業員の健康管理のため生活習慣病健診を特別料金で受診できます。

3 法人会は税制改正要望運動を推進しています

全国85万社の法人会の大きな力で、税法が私達中小法人に有利になるよう税制改正要望運動を行なっています。

ご入会に関するお申し込み・お問い合わせ

東村山法人会 TEL 042-394-7654

新入会員紹介コーナー

法人名	合同会社地域経営サポート
代表者	下澤 由起夫
支部	東村山第6支部
住所	東村山市萩山町1-32-43
電話	042-348-8682
FAX	042-348-8682

皆様、はじめまして。合同会社地域経営サポートの下澤と申します。この度、東村山法人会へ入会させていただきました、皆様の仲間に加えていただきました。

東村山に住み初めて25年、この6月に長年勤めた職場を辞め、これまでの中小企業行政での経験、中小企業診断士等との人的ネットワークを活用して、地域商店街や創業者支援等のため、リーダー及び支援人材の育成も含め、地域や経営に関わる様々な課題に取り組み、元気な東村山を目指し、微力ながら地域に貢献できればと考えています。

何卒、よろしくお願いいたします。



新入会員紹介

自 平成26年7月1日～至 平成26年8月31日

所属支部名	所在地	法人名	代表者氏名	業種	電話番号
東村山第6支部	東村山市栄町1-5-28	(株)武蔵野銀行久米川支店	新井 康裕	金融業(普通銀行)	042-393-7711
小平第2支部	小平市上水本町6-12-7	(株)インフレッチェ	中矢 竜二	建設業	042-320-1333
小平第3支部	小平市御幸町131-5	(株)みゆき亭	長谷 公人	給食業	042-320-4116
西東京第3支部	西東京市東町3-14-27 いすやビル3F	(有)いすすや	中野 光美	ペット関係	0424-38-8875
東久留米第1支部	東久留米市浅間町2-10-27	(株)国際流通インテリジェンス	角田 正博	流通コンサルタント	042-439-8255
東久留米第2支部	東久留米市野火止3-7-3-205	(株)勝硝	安部 勝博	ガラス工事業	042-478-7890

清瀬支部 青年部会長

中村 勝宏さん



ひつひつ

昭和42年に清瀬市中里に生まれ、幼い頃は父親のすすめでモトクロスバイクに乗ったり、友達の誘いで少年野球チームに入ったりと色々な事に挑戦しましたが、どれもあまり長続きはしませんでした。その後小学6年生の頃に所沢クレイ射撃場跡地にあった、所沢サーキットを疾走するレーシングカートを見た時に、これに自分も乗ってみたいと思いました。高校を卒業するまでの7年間は、日曜日は毎

週のようにカートに乗っていました。週末は泊まり込みで地方ヘレースに行ったりもして、カートの事ばかりを考えて夢中で走っていました。

高校を卒業してからは、建築の専門学校へと進み、昭和63年に鉄筋コンクリート造を得意とする建設会社に現場監督として入社しました。鉄筋工や型枠工の職人さんに揉まれながら4年間の色々な事を教わりました。その次に今度は鉄骨造を得意とする建設会社に転職して同じく現場監督の仕事をして6年間経験しました。その後、平成8年に父親の経営する工務店に入社し、木造の新築や増改築、リフォームが主体ではありますが、現場監督時代の経験を活かして、工場や倉庫、店舗建築など構造を問わず幅広い工事に対応をさせていただいております。

地域での活動としましては、就職と同時に地元の消防団へも入団しました。31歳の時に分団長を拝命して12年間活動をしました。会社勤めをしながらの活動は大変でしたが、地域社会との繋がりが、数々の困難を経て

一緒に活動した先輩方や後輩とは、退団後の今でもまだ良いお付き合いが続いております。また、28歳の時には青年会議所にも入会しました。家業の工務店を手伝い始める頃には専務理事に、38歳の時には理事長も経験させていただきました。スケジュール帳が真っ黒に埋まるほど大変忙しい中での活動でしたが、家族やまわりの方々に支えられ、こちらも40歳の卒業までの12年間活動する事が出来ました。

法人会青年部会にも30代で入会をしていましたが、青年会議所を卒業するまではあまり参加することが多くはなかったと記憶しています。それでも42歳の時に役員になってから現在までの出席率は、おそらく皆勤ではないかと思っています。先輩方に誘われて一生懸命ついてきた青年部会も、卒業まで2年半となりました。これからは仲間をもっと増やす活動に注力していきたいと思っています。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

(有)中村工務店 代表取締役

平成27年 賀詞交歓会のご案内

日時 平成27年1月8日(木) 午後5時20分開会

場所 立川グランドホテル(立川市曙町2-14-16)

参加費

会 員 1,000円/人

賛助会員 2,000円/人

非 会 員 5,000円/人

※新春講演会に引き続き開会します

お問合せ 東村山法人会事務局 TEL: 042-394-7654

平成26年度 第2回厚生連絡協議会開催

9月18日(木) 16時より法人会館において法人会の本部役員と受託保険会社の支社長・支店長を始めとする幹部並びに推進員・代理店の皆さんが一堂に会し平成26年度第2回厚生連絡協議会が開催されました。

最初に、法人会を代表して小川会長が、次いで受託保険会社を代表して大同生命保険(株)の渡邊多摩支社長が挨拶されました。引き続き大同生命保険、AIU損害保険、アフラックの順で各社の保険の内容、推進状況が報告されました。

協議会後には意見交換会が開かれ法人会、受託会社相互の情報交換並びに意思の疎通を深めました。



小川会長



大同生命渡邊多摩支社長

東村山第3支部 ボウリング大会を開催

8月29日(金) 恒例の東村山第3支部ボウリング大会を開催しました。高橋支部長の挨拶から始まり72名の勝利を目指すメンバーが各々の練習の成果を発揮しました。男子優勝には多摩標識(株)の石原さんが、女子優勝には(株)大黒屋の柏崎さんが受賞する結果となりました。熱い戦いが終了し、来年に向け、皆さん出会えることを約束して無事終了しました。



大会前の記念撮影

東久留米 ブロック 第3・4支部合同研修会



研修会の様子

8月29日(金)18時より、東久留米ブロック第3・4支部の合同研修会を開催致しました。5年前にも同じ「防災まちづくりの会・東久留米」研究会の先生方をお招きして、災害等のリスクについて、状況を発表して頂きました。

今回は前回の続きで、BCPの策定等について説明して頂きました。首都直下の被害想定、ライフライン供給支障についてプロジェクターで多くの写真を使い、わかりやすいご説明をして頂き、改めて災害の凄さを感じ、BCPの必要・大切さを理解しました。

記 東久留米第3支部長 大島 克江
第4支部長 笠原 昭久

東村山第2支部 福島の現状を知る！ 日帰り研修会

社会貢献事業の一環として、昨年福島復興支援「チャリティトーク&歌謡コンサート」を福島県いわき市在住の歌手岬花江さんを迎えて開催しました。トークの中に、若くしてガンで亡くなった少女の遺志を継ぎ、カンのプルタブを集め全国の社会福祉協議会に車椅子を贈呈しているとの話がありました。

その話に感動した参加者の皆さんから役員宅にプルタブが寄せられるようになり、1年間で軽トラックいっぱいになりました。皆様の善意を岬花江さんに寄贈方々、福島の実状を知るための1日研修を3月23日(日)に行いました。

案内された場所は福島第一原発から10キロ手前の広野という場所でした。津波と大地震に襲われ、家々は崩れたまま放置され、車は数台がからまって転がり、放射線を計る線量計がそここちに設置されて不気味さを漂わせていました。東京電力の社員は完全防護服で視察をしていました。

放射能の影響で、荒れ果てた我が家の修理もできない人々や数多くの除染済みの黒い袋、まるで倉庫のような仮設住宅を目の当たりにして復興支援の大切さを感じ、胸を痛めて帰路に着きました。

東村山第2支部では善意のプルタブを集めています。法人会館にプルタブ入れを設置いたしますので、皆様の暖かい心を、車椅子に乗せて全国に届けませんか！



花江さんと一緒にいる子供たち



プルタブを前に
花江さんと第2支部の面々

東村山第5支部 春季日帰り研修会

3月16日(日)7時40分、青葉町21名、東村山駅8名、全29名定刻通り待ちわびた春と共に快晴のなか大型バスはみなとみらい横浜へ出発進行。(株)丸旗商事の秦研修実行委員、川崎支部長の挨拶。ガイド役を兼ねた2名で秦委員は、高速道から変わり行く都市の説明の中に、古くなったのだろうか? 時の流れを感じさせる解体工事があちこちと目をひいた。運転手も安全運行、道路状況もスムーズに横浜駅東口シーバス乗り場に到着。

予定時刻より早く乗船。春の陽を燦々と浴び気持ちのいい海風にふかれ横浜湾から見えるランドマークタワーをはじめ赤レンガ倉庫などを見ながら山下公園に係留された水川丸と並んで水上バスは到着。山下公園は約22,500坪、関東大震災の復興事業のひとつとしてガレキの処分場として埋立、造成され1930年3月に開園された横浜で最も有名な公園です。写真を撮影し、広い公園の中央広場には(水の守護神)左には(水の階段)を遠目で見学。地図を頼りに中華街へ。昼食は医食同源の真髓、健康食を味わいデザートはイチゴ狩りでジュシーイチゴを満喫。帰路の車中は、綾小路きみまろのDVDで大笑いし免疫力もUP。JA物産店で野菜、果物のお土産をぶらさげ皆笑顔で研修会の成果達成。

記 川崎



山下公園にて



平成26年度小平ブロック 日帰りバス親睦旅行

～「花子とアン」ゆかりの地めぐり～

少々、蒸し暑い日ではありましたが、天候にもめぐまれ、9月5日の朝7時40分、予定どおり小平を出発しました。出発早々に振る舞われたアルコールで乾杯。総勢38名を乗せたバスは途中、談合坂サービスエリアで小休止した後、最初の目的地、老舗ワイナリー「サドヤ」に到着しました。その時既に出来上がってしまっ

た人もチラホラと。洒落たプロバンス風のワイナリーを見学の後、400年の歴史を持つ甲府城跡(別名舞鶴)を散策して空腹を感じた頃、いよいよ、待望の昼食、甲州名物B級グルメの「もつ煮そば」を堪能しました。

午後は国指定重要文化財「藤村記念館」の見学と、昨年オープンしたばかりのランドマーク「甲州夢小路」で、アンティークジュエリーの鑑賞と甲州名物のショッピングを楽しみました。最後の締めくくりは「花子」が教鞭をとった「山梨英和中学校」を見学と、今が最盛期の甲州名産ぶどうのショッピングを楽しみ帰路につきました。

帰りの車中では、カラオケで盛り上がり、小平にはほぼ予定通りの時間に到着。全員トラブルもなく、無事解散となりました。小平ブロック日帰り旅行バス親睦旅行も大盛況のうちに終わる事ができました。ご協力頂きました皆様、改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

メールマガジンのご案内
東京都「公売情報」
お知らせメール

登録
無料

詳細は主税局HPへ

主税局メルマガ

検索



お問い合わせ先 徴収部 徴収指導課 徴収指導係 03-5388-3024

東久留米 ブロック 合同親睦旅行会

9月14日(日)～15日(月)
一泊二日で開催されました。(行程は以下のとおりです。)

9月14日(日)

東久留米(8:30出発)～東名道～途中休憩～小田原厚木道路～熱海～
網代・藤哲水産(昼食)～稲取・銀水荘(宿泊)(17:00着)

9月15日(月)

稲取銀水荘ホテル(9:30発)～伊東マリンタウン(買物)～小田原・鈴広(昼食・買物)小田原厚木有料～
東名道～途中休憩～東名川崎～東久留米(17:00着) 参加者一同



当日は、前日までの雨模様が一転して初秋の清々しい、天候となり東久留米ブロック中島ブロック長以下35名の皆さんは気分も爽快!東久留米を出発しました。

久しぶりの好天と連休ということでかなりの交通渋滞が予想されましたが、ほぼ予定どおり伊豆東海岸(相模灘)を望む東伊豆道路にバスが入った時には遠くに伊豆大島が・・・そして、海岸線のいたる所でサーフィンや磯釣りをする人達が見受けられました。目的地の稲取・銀水荘ではホテルご自慢の温泉と多彩な海の幸を全員、満喫することができました。一泊二日の短い旅行でしたが東村山法人会東久留米ブロックとして有意義な親睦を結べた催しだったと思います。

そして、大同生命保険(株)のスタッフの皆様、組織・厚生委員の皆様、光輝観光(株)の皆様に感謝申し上げます。東久留米ブロック合同親睦旅行会のご報告とします。

法人会行事のご案内

平成26年9月25日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
11/4(火)	13:30	決算法人説明会	法人会館	11/21(金)	13:15	第28回全国青年の集い秋田大会参加	秋田県民会館
//	14:00	第4回広報委員会	//	12/1(月)	14:00	第2回支部会計担当者会議	法人会館
11/7(金)	14:00	年末調整実務研修会	//	//	16:00	第3回総務委員会	部外
11/8(土)		市民・産業まつり参加	東村山、小平、西東京、東久留米	12/3(水)	16:00	第4回事業研修委員会	//
11/9(日)		市民・産業まつり参加	東村山、西東京、東久留米	12/8(月)	14:00	第3回女性部役員会	法人会館
11/12(水)	15:00	第7回税務教室	法人会館	//	16:30	第3回組織・厚生委員会	部外
//	17:00	法人税申告書等の書き方講座(開講日)	//	12/9(火)	14:00	個別融資相談会	法人会館
11/13(木)	15:30	東村山税務署納税表彰式参加	ルネこだいら	//	16:30	第3回税制・社会貢献委員会	部外
11/18(火)	14:00	個別融資相談会	法人会館	12/11(木)	15:20	第4回常任理事会	法人会館
11/19(水)		女性部交流会	明治座	//	16:00	第4回理事会	//
//	13:30	新設法人説明会	法人会館	12/17(水)	13:00	労務・経営相談会	//
11/20(木)	13:00	労務・経営相談会	//	12/24(水)	14:00	第5回広報委員会	//

応募作品をご紹介します

本紙の表紙を飾る写真を募集しています。



東村山市 佐々木原幸一さん



所沢市 三宅正人さん



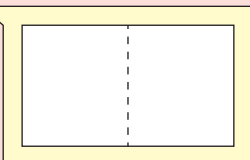
recipe

Instructor

小平第2支部 女性部会 (有)大野家 大野みどり

つくりかた

- 1 おくらは縦に半分に切り、生姜と塩麴を入れビニール袋に入れて軽く揉んで10分くらいおく。
- 2 春巻きの皮を半分に切って、そこにおくら（半分）と生姜と塩麴を乗せて、その上にスライスチーズを細長く切ったものをのせて、納豆とキムチを乗せる。
- 3 ②の材料を巻いて、重ねた方を下にしてオリーブ油できつね色になるまで軽く焼く。味が薄かったら食べながらお醤油を付けてください。



発酵春巻き

★レシピ★

材 料

春巻きの皮	キムチ
おくら	スライスチーズ
生姜	塩麴
納豆	

テレビを見ていてとても簡単でひとつの料理からこれだけの発酵食品が摂れるのでぜひ作ってみてください。

住宅街の抜け道は危険～子どもの事故防止～

先日、世田谷の住宅街で女子と自動車の交通死亡事故発生。住宅街の抜け道は「学童の安全な道路のほず」があぶない。

弊社のある東久留米南町も例外ではない。所沢街道から小金井街道へ抜ける大量の自動車が次々はいって来る。死亡事故が起きてからでは遅い！ レストランガスト脇の反対側コーナーの「角きり」が学童や一般歩行者の大きな障害となって「危険な歩道」と言う。

記 (有)レオンビジネスアカデミー 正岡武幸

寄稿



あなたの撮った写真

あなたの趣味に関する記事を募集しています

本紙の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。写真は、地域の話題のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。

趣味は、日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規定

写 真 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG、TIFF推奨)

記事(文書) 200～400字程度
原稿用紙でもワードでも可。

応募先

東村山法人会事務局 広報担当宛て
〒189-0014 東村山市本町1-23-6

TEL : 042-394-7654
e-mail : info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

募集締切

締切は各号発行月の2か月前の月末までにご応募下さい。

- 4月号の締切は2月末まで
- 6月号の締切は4月末まで
- 8月号の締切は6月末まで
- 10月号の締切は8月末まで
- 12月号の締切は10月末まで
- 2月号の締切は12月末まで

公益社団法人東村山法人会報[235号] 平成26年10月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL : 042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp

制作：株式会社ドライブドリームストーリー

禁無断転載